

鹿 児 島 県 公 報

令和8年9月29日（火）第758号の4



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則等の一部を改正する規則（※）（交通企画課取扱い） 1
- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）（交通企画課取扱い） 10
- 初心運転者講習の実施に関する規則及び取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（交通企画課取扱い） 11

公 安 委 員 会 規 則

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月29日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第21号

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則等の一部を改正する規則

（運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則の一部改正）

第1条 運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則（昭和40年鹿児島県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

講習手数料	(鹿児島県収入証紙をこの欄に貼ってください。)		署執行の分はここに本人の写真を貼ってください。
-------	-------------------------	--	-------------------------

を

」

「

写 真 貼 付 欄	署執行の分は ここに本人の 写真を貼って ください。
-----------------------	-------------------------------------

」

に改める。

（原付講習の実施に関する規則の一部改正）

第 2 条 原付講習の実施に関する規則（平成 4 年鹿児島県公安委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「前条の受講」を「講習」に、「手数料を添えて行うこと」を「より講習当日行うものとする」に改める。

別記第 1 号様式中

「

受 講 場 所	
講 習 手 数 料 〔 鹿児島県収入証紙 をこの欄に貼って ください。 〕	

」

を

「

受 講 場 所	
---------	--

」

に改める。

（大型免許等取得時講習の実施に関する規則の一部改正）

第 3 条 大型免許等取得時講習の実施に関する規則（平成 6 年鹿児島県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「受講申込み」を「申込み」に、「手数料を添えて行わなければならない」を「より講習当日行うものとする」に改める。

別記第 1 号様式中

「

講 習 手 数 料 (証紙はり付け欄)	
----------------------------	--

」

を削る。

(指定自動車教習所の職員に対する講習等の実施に関する規則の一部改正)

第4条 指定自動車教習所の職員に対する講習等の実施に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

1 講習の区分（受講するものに○印をすること。） () 教習指導員一般講習（3時間） () 教習指導員専門講習（6時間） () 技能検定員一般講習（3時間） () 技能検定員専門講習（7時間） () 副管理者講習（6時間） 2 講習場所 3 講習日 年 月 日	証 紙 は り 付 け 欄
---	---------------

」

を

「

1 講習の区分（受講するものに○印をすること。） （ ） 教習指導員一般講習（3時間） （ ） 教習指導員専門講習（6時間） （ ） 技能検定員一般講習（3時間） （ ） 技能検定員専門講習（7時間） （ ） 副管理者講習（6時間） 2 講習場所 3 講習日 年 月 日
--

」

に改める。

（違反者講習の実施に関する規則の一部改正）

第5条 違反者講習の実施に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

「

講 習 種 別	☐ 実車講習	☐ 当日体験	☐ 事前体験
通 知 手 数 料 (収入証紙貼付欄)			
講 習 手 数 料 (収入証紙貼付欄)			

」

を

「

講 習 種 別	☐ 実車講習	☐ 当日体験	☐ 事前体験
---------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

」

に改める。

（認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部改正）

第6条 認知機能検査員講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

受 講 場 所	
受 講 手 数 料	
(収入証紙貼付欄)	

」

を

「

受 講 場 所	
---------	--

」

に改める。

(高齢者講習の実施に関する規則の一部改正)

第7条 高齢者講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

受 講 場 所	
受 講 手 数 料	
(収入証紙貼付欄)	

」

を

「

受 講 場 所	
---------	--

」

に改める。

(一般特定任意講習の実施に関する規則の一部改正)

第8条 一般特定任意講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第15号）の

一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

「

現に受けている免許	免許証の有効満了日	年 月 日
	免許情報記録の有効満了日	年 月 日
	免許の種類別	
	免許証番号	第 号
	免許情報記録の番号	第 号
講習手数料 (収入証紙貼付欄)		

」

を

「

現に受けている免許	免許証の有効満了日	年 月 日
	免許情報記録の有効満了日	年 月 日
	免許の種類別	
	免許証番号	第 号
	免許情報記録の番号	第 号

」

に改める。

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第9条 認知機能検査の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

受 検 場 所	
受 検 手 数 料	
(収入証紙貼付欄)	

」

を

「

受 検 場 所	
---------	--

」

に改める。

(自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部改正)

第10条 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則（平成27年鹿児島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「者は」を「者の受講申請は」に、「講習手数料（鹿児島県収入証紙）を添えて、」を「より」に、「提出する」を「行う」に改める。

別記第2号様式中

「

講 習 場 所	
手 数 料	収 入 証 紙 貼 付 箇 所

」

を

「

講 習 場 所	
---------	--

」

に改める。

（運転技能検査の実施に関する規則の一部改正）

第11条 運転技能検査の実施に関する規則（令和4年鹿児島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

受 検 場 所	
受 検 手 数 料	
（収入証紙貼付欄）	

」

を

「

受 検 場 所	
---------	--

」

に改める。

（若年運転者講習の実施に関する規則の一部改正）

第12条 若年運転者講習の実施に関する規則（令和4年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記第16号様式中

「

講 習 種 別	
通 知 手 数 料	(収入証紙貼付欄)

」

を

「

講 習 種 別	
---------	--

」

に改める。

（特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部改正）

第13条 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則（令和5年鹿児島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「者は」を「者の受講申請は」に、「講習手数料（鹿児島県収入証紙）を添えて提出する」を「より講習当日行う」に改める。

別記第1号様式中

「

講 習 場 所	
手 数 料	収 入 証 紙 貼 付 箇 所

」

を

「

講 習 場 所	
---------	--

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条中原付講習の実施に関する規則第5条の改正規定、第3条中大型免許等取得時講習の実施に関する規則第5条の改正規定、第10条中自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則第5条の改正規定及び第13条中特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則第3条の改正規定 令和8年10月1日
 - (2) 第1条、第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第4条から第9条まで、第10条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第11条、第12条及び第13条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次項の規定 令和9年4月1日
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月29日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第22号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第26条中「運転免許の条件変更等審査申請書兼審査手数料収入証紙貼付書」を「運転免許の条件変更等審査申請書」に改める。

第32条中「第24条第12項」を「第24条第13項」に改める。

別記様式第26号中

「

運転免許の条件変更等審査申請書 兼 審査手数料収入証紙貼付書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">受験番号</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	受験番号			
受験番号					
鹿児島県公安委員会 殿	年 月 日				

」

を

「

運転免許の条件変更等審査申請書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">受験番号</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	受験番号			
受験番号					
鹿児島県公安委員会 殿	年 月 日				

」

に改め、

「

兼 運 審 転 査 免 手 許 数 の 料 条 収 件 入 変 証 更 紙 等 貼 審 付 査 書 申 請 書	鹿児島県収入証紙貼付欄
---	-------------

」

を

「

備 考	
-----	--

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県道路交通法施行細則別記様式第26号により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

初心運転者講習の実施に関する規則及び取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月29日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第23号

初心運転者講習の実施に関する規則及び取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則
（初心運転者講習の実施に関する規則の一部改正）

第1条 初心運転者講習の実施に関する規則（平成2年鹿児島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則（令和3年鹿児島県公安委員会規則第19号）第3条第1項の規定により、講習申出を行う場合を除く。

別記第16号様式中

「

受講種別	
通知手数料	(収入証紙貼付欄)

」

を

「

受講種別	
------	--

」

に改める。

（取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正）

第2条 取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年鹿児島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則（令和3年鹿児島県公安委員会規則第19号）第3条第1項の規定により、受講申請を行う場合を除く。

別記第14号様式中

「

希 望 す る 講 習 の	四 二 原	<u>収入証紙貼付</u>
区 分	輪 輪 付	
講 習 日	年 月 日 ～ 日	
講 習 場 所	免 許 試 験 課	
備 考		

」

を

「

希 望 す る 講 習 の	四 二 原
区 分	輪 輪 付
講 習 日	年 月 日 ～ 日
講 習 場 所	
備 考	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日
 - (2) 第 1 条中初心運転者講習の実施に関する規則別記第 16 号様式の改正規定及び第 2 条中取消処分者講習の実施に関する規則別記第 14 号様式の改正規定並びに次項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (経過措置)
- 2 前項第 2 号に掲げる規定の施行の際現に改正前の初心運転者講習の実施に関する規則別記第 16 号様式及び取消処分者講習の実施に関する規則別記第 14 号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。